

下呂市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号、以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 処理機 次に掲げるものをいう。

ア ダンボールコンポストスタートアップセット ダンボール箱を用いて生ごみを堆肥化するために作られた構造で、基材（ピートモス及びもみ殻くん炭）がセットになったものをいう。

イ 設置式コンポスト化容器 底部がなく地中に水分が浸透し、かつ、土壤微生物による発酵分解により生ごみを堆肥化する容器をいう。

ウ 電気式生ごみ処理機 電力を使い、微生物の力を使って生ごみを分解するバイオ方式、温風乾燥方式（ディスポーザー方式を除く。）等によるものをいう。

エ その他処理機 生ごみを堆肥化させるもので、広く市場に流通しており、且つ市長が適当と認めた処理機をいう。

(2) 市税等 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）第3条に掲げる市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該市税に係る延滞金をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えていなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。

(2) 市税等を滞納していないこと。

(3) この要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一世帯にいないこと。

(補助金の交付対象)

**第4条** 補助金の交付対象となる処理機は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

(1) 下呂市内の販売店で購入した処理機であること。

(2) 自己が居住する住宅に設置する処理機であり、中古品及び転売品でないこと。

(補助金の額等)

**第5条** 補助金の補助率、限度額及び補助対象数量は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に見積書（処理機の本体価格、販売店名及び見積年月日が記載されたもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第7条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(実績報告書)

**第8条** 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第13条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 販売店が発行した領収書の写し（処理機の本体価格、購入店及び購入日が記載されたもの）

(2) 保証書の写し（電気式生ごみ処理機の場合のみ）

(3) その他市長が必要と認める書類

(再度の補助金申請)

**第9条** この要綱に基づき補助金の交付を受けた者又は交付を受けた者と同一世帯に属する者は、当該補助金の交付を受けた日から5年を経過した後でなければ、再びこの要綱に基づく補助金の交付申請をすることができない。

(状況調査)

**第10条** 市長は、必要に応じて処理機の状況調査を行うことができる。

(管理義務)

**第11条** 補助金の交付を受けた者は、処理機を常に良好な状態で管理し、生ごみの減量化に努めなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助率	限度額	補助対象数量
ア ダンボールコンポストスタートアップセット	本体価格（処理機を購入するために申請者が負担した額から消費税を除いた額をいう。）の2分の1とする。	800円	1セット
イ 設置式コンポスト容器		5,000円	1基
ウ 電気式生ごみ処理機		20,000円	1基
エ その他処理機		10,000円	1基

※補助金額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。